

弔慰及び傷病・災害見舞い規程

第1条（規程事項）

この規程は、豊川サッカー協会の規程として弔慰及び傷病・災害見舞いについて定める。

第2条（適用範囲）

この規程は、豊川サッカー協会在籍理事及び当協会関係者に適用する。

第3条（告知・手配）

本人又はそのことを知った者が、その内容を総務部に連絡し、総務部は会長・理事長・関係者に通知かつ相当の手配をする。

第4条（弔慰）

- ① 協会在籍理事本人の死亡
香料 20,000 円及び生花 1 基
- ② 協会在籍理事の配偶者、父母、子の死亡（配偶者、血族（自己）直系 1 親等）
香料 10,000 円及び生花 1 基
- ③ 協会在籍理事の祖父母、孫、同居の兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡
香料 5,000 円
- ④ 当協会関係者（第三者）
香料 5,000 円
- ⑤ 上記①から④については、理事長および総務部の判断により弔電、香料の増減、生花の追加を可とする。

第5条（傷病見舞い）

協会在籍理事が継続して 14 日以上入院したときは、3,000 円を標準とした品物又は見舞金 3,000 円とする。

第6条（災害見舞い）

協会在籍理事が、不慮の災害（火災など）を被ったときは、10,000 円を見舞金とする。

第7条（報告）

本規程を適用したときは、次回の理事会で概要を報告する。

第8条（会計）

本規程による支出は、交際費から支出する。

第9条（補足）

本規程に定めのない事項は、理事長と総務部で決定する。

附則

本規程は、1999年度から施行する。

本規程は、2019年度から施行する。